資料１

瑞穂市総合計画策定審議会について

設置根拠	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項 瑞穂市附属機関設置条例（平成 20 年条例第 30 号） 瑞穂市総合計画策定条例（平成 24 年条例第 23 号）
審議内容	総合計画の策定について調査及び審議すること。 平成２７年度をもって、現在の計画（瑞穂市第１次総合計画）が終了することに伴い、将来における市のあるべき姿と、進むべき方向についての基本的な指針として、今年度より新しい総合計画の策定を開始します。計画策定にあたっては、市民の皆さんと共に計画づくりを進めることとしており、総合計画策定審議会では、市の将来計画全般について幅広い視点から審議していただきます。
任　　期	委嘱の日から計画策定終了まで
報　　酬	６，０００円／日
委員定数	２０人以内
委員構成	有識者（学識、各種団体・審議会）、官公庁（県、行政関係機関）、公募
審議会運営に関する基本事項	＜会議時間＞ 原則として、１回の会議について概ね２時間程度とします。 ＜会議の傍聴について＞ 会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めます。この場合傍聴定員を定めて行います。 ＜会議情報の公開について＞ 委員名簿は、公開するものとし、名簿には名前、所属、役職を記載し、さらに審議会の役職名（会長、副会長）を記載します。 ＜会議録の公開方法＞ 会議資料は原則として会議終了後市役所本庁舎２階（市行政情報コーナー）に備え置くとともに、市のホームページで公表します。 議事録は、会議における議事の経過及び発言の要旨とし、事務局が作成後委員の確認を経て会議資料と同様の方法により公開します。 ＜審議の進め方＞ 議事は委員個人の意見ではなく、合議により審議会としての全体意見を集約しながら進めます。運営上の確認事項が生じた場合は、会長は審議会に諮って決定します。 ＜審議会の日程＞ 審議会の日程は、当該会議時において次回開催日程等の調整を行いうものとし、会議の開催案内は次回開催日の概ね２週間までに各委員に通知するものとします。 ＜会議を欠席される場合について＞ 会議を欠席される場合は、事前に事務局までご連絡をお願いします。 会議を欠席される場合で、議事等にご意見があります場合は、会議当日までにその旨ご連絡ください。(058-327-4128（内 234）福冨・馬淵)